

お客様各位

2021年3月24日

電気需給約款・別表の一部変更について

拝啓 平素はエフエネ電力サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

以下の通り、電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）の変更を行いますのでご通知させていただきます。

変更後の内容につきましては【本約款】よりご確認ください。

当社は、お客さまにとことん寄り添い、お客さまのニーズにお応えするとともに、全国のお客さまにお選びいただけるサービスの提供を目指してまいります。
今後ともご愛顧賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【変更内容】

【新旧対照表】

現約款	新約款
8.需要場所 電気需給約款_別表より約款へ移行	9.需要場所 当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(1)及び(2)によります。
43.本約款の実施期日 本約款は2020年11月1日より施行するものとします。	43.本約款の実施期日 本約款は2021年4月1日より施行するものとします。
および・または・なお	及び・又は・尚
現約款_別表	新約款_別表
	1.再生可能エネルギー発電促進賦課金

	<p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>尚、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、又は再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。</p>
<p>4. 調達調整費</p> <p>ハ 還元基準値及び追加請求基準値の改定</p> <p>当社は、毎年 4 月 1 日時点において、</p> <p>(3)調達調整費の適用除外対象</p> <p>本調達 調達調整費の適用除外は、請求対象月が 1 月分請求までのお客様とします。</p>	<p>4. 調達調整費</p> <p>ハ 還元基準値及び追加請求基準値の改定</p> <p>当社は、毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、</p> <p>(3)調達調整費の適用対象</p> <p>調達調整費の適用は、請求対象月が 2019 年 2 月分請求からとします。</p> <p>※2019 年 2 月以降の開始のサービスは、文言を削除しております。</p>
<p>6. 日割計算の基本算式</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合</p> <p>(イ) 本約款第 18 条(1)イの場合</p> <p>(ロ) 本約款第 18 条(1)ロの場合</p>	<p>6. 日割計算の基本算式</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合</p> <p>(イ) 本約款第 19 条(1)イの場合</p> <p>(ロ) 本約款第 19 条(1)ロの場合</p>

上記修正に伴い、実施日を修正いたしました。

【変更後の本約款の効力発生日】

2021 年 4 月 1 日

以上